

事務連絡
令和6年10月4日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

北海道乙部町で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の検出について

「北海道乙部町で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例の確認について」（令和6年10月1日付け6消安第3835号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）でお知らせした死亡野鳥（ハヤブサ）におけるA型インフルエンザ簡易検査陽性事例に関して、本日、環境省から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）と確認された旨プレスリリースされました（別添参照）。

各都道府県におかれましては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん農場及び関係者への御指導等に対応いただいているところですが、本事例を踏まえ、改めて、関係者に対して厳重な警戒を促すようお願いいたします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

- 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r6_hpai_kokunai-8.pdf
- 北海道乙部町で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例の確認について（令和6年10月1日付け6消安第3835号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r6_hpai_kokunai-9.pdf
- 鳥インフルエンザに関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



環境省報道発表

令和6年10月4日(金)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道乙部町(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

1. 北海道乙部町で令和6年9月30日(月)に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサの死亡個体が回収され、同年10月1日(火)に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月4日(金)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
4. 国内単一箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和6年10月4日(金)付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8285
室 長 : 宇賀神 知則
室長補佐 : 佐藤 大樹
係 長 : 木富 正裕
担 当 : 堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1例目	9/30	北海道	乙部町	死亡野鳥	ハヤブサ	10/1	陽性	10/4	H5亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/1

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

■ 留意事項

- （1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （2） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html